

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ送付願います。  
 また、前勤務先が個人事業主の場合、個人番号は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。  
 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">                 退職などにより残りの税額を一括で納めるとき                  ※8月分まで特別徴収で9月分で残りを一括徴収する場合             </div>		(特別徴収義務者) 給与支払者		住所(居所)又は所在地	〒306-0000 茨城県古河市〇〇番地△△												
				フリガナ	コウノショウジ												
				氏名又は名称	株式会社 甲野商事												
				代表者の職氏名印	代表取締役 甲野 一郎												
				個人番号又は法人番号													
給与所得者																	
受給者番号	フリガナ	オツノ タロウ										(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日		
氏名		乙野 太郎 (旧姓)										円	6月から9月まで	9月から5月まで	R5.8.31		
生年月日		昭和 平成 45年7月1日										140,000	35,600	104,400			
個人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	5	5	5				
1月1日現在の住所		古河市長谷町38-18															
給与の支払を受けなくなった後の住所																	
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。																	
一括徴収の理由														徴収			
1. 異動が令和5年12月31日までで、申し出があったため (8月24日申出)														徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	
2. 異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため														9・20	104,400円	円	
備考																104,400	
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書																	
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)																	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地														〒			
フリガナ																	
氏名又は名称																	
代表者の職氏名印																	
個人番号又は法人番号																	
電話 (内線 )														納入書 要 ・ 不要			
◎市記入欄														□ 特ヌキ			

【提出先】 〒306-8601 古河市長谷町 38番18号 古河市役所財政部 市民税課 市民税係

用紙はコピーして使用可能です